

菊池市立中学校における拠点校部活動に関する実施要項

1. 目的

少子高齢化に伴う部員数の減少やチーム編成の困難さ、及び生徒や保護者のニーズの多様化に応え、将来にわたって菊池市立中学校の生徒がスポーツや文化に継続して親しむ機会を確保するため、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施し、部活動の活性化と生徒の活躍の場を確保することを目的とする。

2. 事業主体と実施主体

事業主体は、菊池市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。また、実施主体は、菊池市立中学校とする。

3. 拠点校部活動の定義

次に該当する部活動で、拠点校を希望する中学校の申請により、教育委員会が定める。

- ① 中体連等の大会規約等により、拠点校での出場が認められている部活動
- ② 限られた中学校でしか行われていない部活動、又は中体連等の大会規約等により複数校合同での出場が制限されている部活動

4. 管理体制

拠点校部活動に参加する生徒は、その活動中も在籍校の校長の管理下にあるものであり、在籍校と拠点校は、連絡責任者を定め、常に連携して生徒の状況を把握しなければならない。

5. 実施期間

1年度間とする。ただし、継続も拒まないものとする。

なお、部員数の状況により、拠点校の判断で複数校合同の部活動へ移行する場合など、年度途中においても拠点校部活動の決定を取り消すことがある。

6. 実施申請

- ① 実施を希望する中学校は、「拠点校部活動実施申請書（様式第1号）」を提出する。
- ② 教育委員会は、申請書を受理し決定した場合は、「拠点校部活動（承認・不承認）通知書（様式第2号）」を拠点校へ通知する。また、生徒・保護者に対し、中学校を通して募集する。
- ③ 参加を希望する生徒は、「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書（様式第3号）」を在籍校の学校長へ提出する。
- ④ 在籍校の学校長は、申込書・同意書の写を保管し、原本を拠点校へ提出する。
- ⑤ 拠点校は、参加の可否を判断し、「拠点校部活動（承認・不承認）通知書（様式第

4号)」を在籍校に送付する。

⑥ 在籍校は、上記⑤で送付された通知書の写を保管し、原本を保護者に送付する。

7. 大会等への参加

① 拠点校部活動の登録、大会参加等の連絡については拠点校が対応する。

② 大会参加にあたっては、中体連等の大会規約等に従う。

8. 拠点校への移動

① 在籍校と拠点校の連携した指示により、保護者の責任のもと、保護者による送迎や徒歩・自転車、又は公共交通機関での移動とする。

② 在籍校において自転車通学が許可されていない場合、拠点校部活動のための自転車通学については、在籍校が判断する。

9. 安全管理

① 拠点校部活動中は、拠点校の規則及び顧問の指示に従う。

② 拠点校部活動中における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、在籍校と連携して対応するものとする。

③ 拠点校部活動への移動・部活動中の事故については、基本的に、在籍校が独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付制度の手続きを行う。

10. 生徒及び保護者の留意事項

① 部活動を欠席する場合は、拠点校の顧問に直接連絡する。

② 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。

③ 部活動における保護者が負担する経費については、拠点校の規定による。

11. 拠点校及び在籍校の留意事項

① 生徒又は保護者が、本実施要項に従わない場合などの問題が生じた場合、拠点校及び在籍校の校長は、活動停止や拠点校部活動の不承認（退部）の措置をとることができる。

12. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて関係学校と協議し決定する。

附 則

この要項は令和6年3月13日から施行する。